

# Weekly Report

第458号  
平成30年6月4日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 6月に施行される主な制度等は

### ◎日本版「司法取引制度」(6月1日施行) ……

特定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪について、容疑者や被告が「他人の刑事事件」の解明に協力する見返りに、不起訴にしたり、求刑を軽くする制度が導入されます。脱税や独占禁止法違反、金融商品取引法違反、特許法違反なども対象になります。

### ◎改正割賦販売法(6月1日施行) ……

クレジットカードを取り扱う加盟店も、カード番号等の適切な管理や不正使用対策を講じることが義務付けられ、\*カード情報の非保持化、\*ICカード決済が可能な端末の設置、\*ネット取引は、なりすましによる不正使用防止対策、等が必要になります。

### ◎「医療広告ガイドライン」の改定(6月1日

施行) ……医療法等の改正により、医療機関のウェブサイト等についても、他の広告媒体と同様に規制の対象とし、虚偽又は誇大等の表示を禁止し、是正命令や罰則等の対象となります。

### ◎生産性向上特別措置法(6月6日施行) ……

同法に基づき市町村の認定を受けた中小企業が

取得する一定の設備について、固定資産税の課税標準を3年間ゼロ~1/2(市町村の条例で定める割合)に軽減する特例措置が実施されます。なお、特例措置が実施されるためには、法施行後に各市町村による「導入促進基本計画」の策定や、特例率を定める条例の制定等が必要です。

### ◎住宅宿泊事業法(6月15日施行) ……

民泊を行う場合のルールとして、\*都道府県知事等への届出が必要、\*サービスを提供できる日数は年間180日まで、\*衛生確保や騒音防止、宿泊者名簿の備付けなどの義務付け、等が定められています。

## 今月は「外国人労働者問題啓発月間」

毎年6月は「外国人労働者問題啓発月間」として、外国人労働者を雇用する際のルールなどの周知・啓発が行われます。

事業主には外国人労働者の雇用および離職の際、ハローワークに外国人雇用状況の届出を行うことが義務付けられています(アルバイトの場合も対象)。また、雇用する外国人労働者が不法就労にならないように、就労することが認められる在留資格であるか等を在留カードやパスポートで必ず確認します。

外国人雇用状況の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合や、不法就労させた場合は処罰の対象となりますので、注意しましょう。

## ★★★6月のチェックポイント★★★

※6月支給の給与から、新年度個人住民税の特別徴収が始まるので、社員の住所地から通知された税額を賃金台帳に記入し徴収に備えます。

※「労働保険の年度更新」手続きは6月1日から始まります。また、健保・厚年の「算定基礎届」の提出事務は7月から始まり、ともに提出期限は7月10日なので早目に取り掛かります。

※6月は全国安全週間の準備期間。今年のスローガンは「新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災」です。